熱海市伊豆山地内の土石流発生箇所付近の土地改変行為③⑦

(交通基盤部・経済産業部)

1 概要

熱海市伊豆山地内の土石流発生箇所南側の隣接地では、2016年6月の豪雨により土砂崩れが発生したことから、拡大を防止するため、熱海市の指導により、緊急伐採を実施の上(森林法10条の8第3項)、崩壊地の整形が行われた。これまでの経緯については、以下のとおりである。

2 経緯

土地改変行為③

日 付	内 容
2016. 6. 30	③について市が現地調査し、行為者F者が無断伐採・形質変更(土
	地の造成)を行っていることを確認。行為者から「災害復旧」によ
	るものとの説明があり、市は緊急伐採届を出すよう指導。
	(森林法 10 条の 8 第 3 項)
2017. 7. 24	③について行為者が緊急伐採届(0.65ha)を市に提出。
	(森林法 10 条の 8 第 3 項)

※跡地について、現在、植栽が未履行であり、その経緯について、市に確認中。

土地改変行為⑦

日付	内 容
2021. 6. 15	市から県東部農林事務所に、当該地から下流に向かって残土処分を
	行っているとの通報 (行為者不明)
2021. 6. 24	県東部農林事務所から市に、これまでの経緯や残土処分に係る資料
	(測量図等)の提供を依頼